

渋谷区内の事業者様へのお知らせ

渋谷区医師会では“日本医師会の産業医モデル事業”として
地元医師会が推薦する産業医による“事業者様のニーズに合った産業医”の
サービスの提供を始めました。

地域の医師会員のネットワークがあるからこそできる“地域密着の産業医業務”を
提供させていただきますので、この機会に是非ご利用下さい。

サービス内容につきましては、以下のチラシや案内をご覧ください、
医師会事務局までお気軽にお電話下さい。

お問合せ先

□渋谷区医師会事務局

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田9階
TEL: 03-3462-2200 FAX: 03-3462-2017

① 渋谷区医師会の産業医サービスを利用する

従業員数 50 名以上の事業場は義務

モデル事業窓口（渋谷区医師会 事務局）

渋谷区内の産業医を選任して、地域の医師会員とも協力して事業場の産業医活動と健康管理を行います。

健康診断結果に対する就業判定（就労判定）・
事業場への定期訪問による職場巡視と作業管理・作業環境管理・
衛生委員会などへの各種健康情報の提供・健康相談対応・
保健指導・メンタルヘルス相談対応・長時間労働者への面接指導・
休職や復職の際の面談と事業主に対しての報告書や意見書の
作成・健康教育や衛生教育の実施と健康管理などを行います。

渋谷区内に事業場のある事業者の皆様へ




渋谷区医師会 産業医ご紹介 サービス

医師会ならではの地域密着型メリットと、産業保健専門業者のノウハウを生かし、専門性の高いカスタマーサービスを実現しました。
(令和3年度日本医師会公認モデル事業)



渋谷区で産業医をお探しなら渋谷区医師会へ

渋谷区医師会に依頼する3つのメリット

- メリット1  **地域医療ネットワークとのつながり易さ**
(診療の際、症状にあった渋谷区内の専門医療機関をご紹介)
- メリット2  **仕事と治療の両立のし易さ**
(勤務先の近くでかかりつけ医を探すことで従業員の通院が楽になる)
- メリット3  **医師会に登録している先生だから安心**
(日本医師会による産業医認定研修スキルをもったまたは同等以上の先生方の中から医師会が選んでご紹介します)



- ・渋谷区医師会に登録している医師が御社の産業医となります。
- ・産業医の人選および契約と契約後のサポートは専門業者が窓口となります。

産業医について(その役割と職務)

- 産業医の選任
労働者数50名以上の事業場では嘱託産業医の選任が法律で義務付けられています。産業医が毎月1回(または2か月に1回)事業場を訪問し、労働者の健康管理に関する活動を行います。
- 産業医の主な職務
・健康相談・メンタルヘルス相談・休職復職に関する相談
・職場巡視・衛生委員会への参加および助言
・定期健康診断結果に基づく就業判定、事後指導
・その他、安全衛生に関する指導、教育など

お問合せからご契約までの流れ、専門業者によるサポートの詳細は裏面をご覧ください 



産業医をご紹介から選任・訪問までの大まかな流れ

まずは渋谷区医師会にお問い合わせ

担当者が貴社に訪問してヒアリング

お見積のご提出（貴社のご希望する訪問頻度や業務時間を考慮）

産業医候補の医師との顔合わせ

合意した場合は契約書類の締結

産業医による訪問業務の開始

担当者への
継続的なサポート

～ご契約後も経験豊富なアドバイザーがサポート致します～



- ・衛生委員会の立ち上げサポート
- ・法令に即した産業医活動のアドバイス
- ・各種書式の提供
(衛生委員会議事録、面談意見書、職場巡視チェックリスト等)
- ・他社成功事例や人事総務担当者向けの情報提供
- ・ストレスチェックへの対応に関するご相談 など

サービスの詳しい内容は渋谷医師会事務局までお問合せ下さい

□渋谷区医師会事務局

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田9階
TEL: 03-3462-2200 FAX: 03-3462-2017

産業医モデル事業は以下の3団体が推進しております

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 東京都医師会
一般社団法人 渋谷区医師会



医師会への相談の例

- ①パートやアルバイトを含めると常時雇用する従業員が毎月50人を超えているので、産業医を紹介してほしい
- ②従業員数は50名を超えていないが、健康診断後の就業の可否などについて対応してくれる先生を紹介してほしい
- ③従業員数は50名を超えていないが、メンタルヘルス問題で困っている従業員がいるので、相談できる先生を紹介してほしい
- ④「健康経営」を目指してみたいので一度話を聞いてみたい
- ⑤地域産保センターの活用を検討したいので紹介してほしい

その他 お気軽にお問合せ下さい！ 渋谷区医師会事務局 03-3462-2200



② 渋谷区医師会のサービスを利用する

従業員数 50 名未満の事業場の場合

モデル事業窓口（渋谷区医師会 事務局）

渋谷区内の産業医を選任して、地域の医師会員とも協力して 50 名未満の事業場の産業顧問医活動と健康管理を行います。（事業場への訪問はありません。）

健康診断結果に対する就業判定（就労判定）・
各種健康情報の提供・健康相談対応・保健指導・メンタルヘルス
相談対応・長時間労働者への面接指導・休職や復職の際の面談と
事業主に対しての報告書や意見書の作成などを行います。

③ 無料の地域産保センターを利用する

従業員数50名未満の事業場のみ 利用可能

東京西部地域産業保健センター

渋谷区医師会は当センター内の主幹として、区内の小規模事業場とその労働者を対象として、主に以下の産業保健サービスを無料で提供しております。

1. 労働者の健康管理に係る相談
2. 健康診断結果に基づく医師の意見聴取
3. 長時間労働者に対する面接指導
4. ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
5. その他産業保健に関する情報提供、相談

※ご利用回数には制限があります。

事業年度（4月から翌年3月まで）で1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回まで

※医療行為はできませんのでご了承ください。

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

産業医をきちんと選任して 業務をしてもらうことのメリット

- ① **法令遵守**ができるので何かが起きても経営者に対するコンプライアンスでの追及はされにくい
- ② 身体とメンタルともに、労災が起きた時でも経営者の訴訟リスクが減る・・・経営層の**退職慰労金**が守れる
- ③ プロが介入することで、病気やメンタルヘルス問題で**職員を失うリスク**が減る
- ④ 「**健康経営**」を宣言し、産業医と共に健康管理を行うことで、ホームページなどで採用者へのアピールができる
- ⑤ 「**健康経営**」の認証を取得することで、銀行等や従業員取引先からの評価が上がる

